

燕市国民健康保険に加入するとき・脱退するとき

■国民健康保険の加入・脱退の届出について

就職、退職や住所変更などで保険証が変更になるときは、**事由が生じた日から14日以内に手続きをしてください。**
 国民健康保険の加入・脱退手続きは、会社は代行しませんので各自で手続きが必要です。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険を脱退したとき（職場を退職した場合や、家族の被扶養者でなくなった場合など）	・健康保険資格喪失連絡票などの脱退した日が確認できる書類
	市外から転入してきたとき	・転出証明書
国保を脱退するとき	社会保険など他の健康保険に加入したとき（就職した場合や、家族の被扶養者になった場合など）	・国保の被保険者証 ・新しく加入した保険証（全員分）、または健康保険資格取得連絡票
	市外へ転出するとき	・国保の被保険者証
その他	修学のため市外へ転出するとき	・国保の被保険者証 ・在学証明書や学生証の写し（有効期限のわかるもの）など
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	・国保の被保険者証

上記の「届出に必要なもの」のほか、次のものをお持ちください
 ○届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
 ○マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（世帯主と異動する人の分が必要です）
 ○委任状（同一世帯以外の方が手続きを代行する場合に必要です）

※新しい保険証が届く前に医療機関を受診する場合、保険証が変わることを医療機関の窓口申し出てください。今まで使っていた保険証で受診すると、市が負担した医療費を後日返納してもらうことがあります。
 ※加入手続きが遅れた場合でも、資格を取得した日にさかのぼって国民健康保険税が課税されます。
 ※脱退手続きが遅れた場合は、社会保険等に加入された人の分も国民健康保険税が課税され続けます。早めの手続きをお願いします。

■介護保険適用除外の届出について

燕市国民健康保険に加入している40歳～64歳までの人で、介護保険適用除外施設に入所し、一定の要件を満たす場合、届出により国民健康保険税の一部を納付する必要がなくなります。詳しくは下記へご相談ください（適用除外施設を退所した場合は、介護保険適用除外非該当の届出が必要です）。

■手続き・問合せ 保険年金課 国保係（市役所1階9～11番窓口）☎ 0256・77・8132

燕市国民健康保険

人間ドック費用助成の申請を受け付けています

※すでに令和5年度の人間ドック費用助成の申請をした人には、4月下旬ごろに受診票をお送りします。

次の①～③のすべてに該当する人

- ①燕市国民健康保険加入者で、30歳（誕生日が平成6年4月1日以前の人で、令和5年度中に満30歳になる人も対象）～74歳の人 ※令和5年度中に75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前日までに受診する場合に助成が受けられます。75歳以上の人は、後期高齢者医療の助成対象となる場合があります。詳細は、保険年金課 年金医療係（☎ 0256・77・8133）までお問い合わせください。
 - ②納期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯に属する人または完納が見込まれる世帯に属する人
 - ③令和5年度に燕市が実施する健康診査または特定健康診査を受診しない人
- ※受診日当日に国民健康保険の資格を喪失している人（後期高齢者医療や社会保険などに加入した場合など）は助成対象外。

- 実施期間 5月1日（月）～令和6年3月31日（日）
- 助成額 1万8,900円を限度額として、費用額の2分の1（脳ドックやオプション検査は全額自己負担）
- 国民健康保険の保険証をお持ちのうえ、保険年金課（市役所1階9～11番窓口）で「人間ドック受診申請書」を提出してください。郵送の場合は、市ホームページから申請書をダウンロード・記入のうえ郵送してください。市ホームページから電子申請もできます。申請後、4月下旬以降に「人間ドック受診票」を送付します。受診日に受診票を検診機関に提出し、助成額を差し引いた差額のみをお支払いください。
 ※検診機関によっては、全額自己負担後の助成となる場合があります。その場合、4月下旬以降に手続き方法などのご案内を送付します。
- 検診機関の受診日予約について
 希望した検診機関にご自分で直接予約してください。市から「人間ドック受診票」が届く前でも予約が可能です。

■手続き・問合せ 保険年金課 国保係 ☎ 0256・77・8132

マイナンバーカードの 休日臨時窓口を開設します

市役所では、4月もマイナンバーカード休日臨時窓口を開設します。

【休日の臨時窓口日程（市役所1階6番窓口）】

とき
4月 9日（日） 午前8時30分～正午
4月 22日（土） 午前8時30分～正午
4月 23日（日） 午前9時～午後4時



マイナンバーカード臨時窓口のページ

〈5月1日（月）・2日（火）のマイナンバーカードの窓口手続きについて〉

4月29日（祝）～5月7日（日）に実施する国のシステムメンテナンスに伴い、5月1日（月）・2日（火）は、マイナンバーカードの手続きが行えません。カード受け取りなどの手続きは、本人確認などを行い、後日、カードを郵送します。

〈最大2万円分のマイナポイント申込期限は5月末まで！〉

マイナンバーカードをすでに取得し、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人や、上限に達していない人も対象です。**1月以前にカードを申請し、まだ受け取っていない人は、受け取りにお越しくください。まずは、市民課へお問合せください。**

■マイナポイントの申込方法

- スマートフォンから
- 市民課（市役所1階番窓口）で、マイナポイント申し込みのお手伝いをしています。



■申込に必要なもの

- ①マイナンバーカード（電子証明書の有効期間が切れている場合は、マイナポイントの申し込みができません。更新などの手続きをお願いします）
- ②マイナンバーカード申請時か交付時に設定した4桁の暗証番号
- ③決済サービスIDとセキュリティコードがわかるもの（スーパーの電子マネーカードなど）
- ④本人名義の通帳（公金受取口座の登録を行う場合）

■マイナンバーカードについて：市民課 窓口係 ☎ 0256・77・8339
 ■マイナポイントについて：企画財政課 企画チーム ☎ 0256・77・8352



令和5年度 農業委員会総会日程

会議は傍聴することができます。
 ※開催日は変更する場合があります。ご了承ください。

開催日	申請締切日
4月27日（木）	4月10日（月）
5月30日（火）	5月10日（水）
6月30日（金）	6月 9日（金）
7月31日（月）	7月10日（月）
8月29日（火）	8月10日（水）
9月29日（金）	9月 8日（金）
10月30日（月）	10月10日（火）
11月30日（木）	11月10日（金）
12月27日（火）	12月 8日（金）
令和6年1月29日（月）	1月10日（水）
2月28日（水）	2月 9日（金）
3月28日（木）	3月 8日（金）

■農業委員会事務局 ☎ 0256・77・8251

移住者向けの 家賃補助制度

県外から就職や起業で燕市へU・ターンする人や、市外から転入する新婚世帯移住者、県外の事業所に勤務するテレワーカー、市内に所属する事業所に新たに勤務を開始する者で、燕市に住居登録する人を対象に、市内アパートなどの賃貸住宅家賃の一部を補助します。転入してから1



80日以内に申請する必要があります。詳しくは、市ホームページを確認ください。
■補助金額 月額家賃から住宅手当・管理費などを引いた額の2分の1 ※1カ月の上限1万5000円（1000円未満切り捨て）／予算額に達し次第終了 **■補助期間** 最長24カ月 **■補助期間** 交流推進係 ☎ 0256・77・8364

東京圏から燕市へ 移住した人に支援金を 支給します

■補助金額 単身世帯60万円、2人以上の世帯100万円（18歳未満の世帯員がいる場合は、一人あたり100万円の加算あり）／予算額に達し次第終了 **■対象地域** 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県から燕市に移住した人で、新潟県指定の事業所に就職、また

は県内で起業した人など要件あり。■地域振興課 交流推進係 ☎ 0256・77・8364
 ■市ホームページ



令和5年度 慰霊巡拝事業

厚生労働省主催の旧主要戦域における慰霊巡拝事業です。参加を希望するご遺族は、お問い合わせください。

■実施地域 カザフスタ共和国、インドネシア、東部ニューギニア、中国東方地方（旧満州地区全域）、イルクーツク州・ブリヤート共和国、ハバロフスク地方・ユダヤ自治州、北ボルネオ、ピスマーク諸島、インド、硫黄島、フィリピン、マーシャル諸島、ミャンマー **■新潟県福祉保健総務課 援護恩給室** ☎ 025・280・5180